

人事院事務総長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成26年5月29日人企一660）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年9月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則第2条関係 1・2 （略） 3 この条の第2項第3号の人事院が定める官職は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 <u>内閣感染症危機管理対策官、</u>	規則第2条関係 1・2 （略） 3 この条の第2項第3号の人事院が定める官職は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 <u>内閣総務官及び人事政策統括</u>

<p style="text-align: center;"><u>内閣総務官及び人事政策統括官</u></p> <p>四～十九 (略)</p> <p>4 この条の第2項第5号の人事院が定める組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 内閣官房副長官補又は当該職を助ける職に就いている職員で構成される組織、<u>内閣総務官室、内閣感染症危機管理統括</u>庁、国家安全保障局、内閣広報室、内閣情報調査室及び内閣人事局並びに内閣総理大臣決定等に基づき内閣官房に置かれるその他の組織で本省庁の部長等の官職の属するもの</p> <p>五～二十一 (略)</p>	<p style="text-align: center;">官</p> <p>四～十九 (略)</p> <p>4 この条の第2項第5号の人事院が定める組織は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 内閣官房副長官補又は当該職を助ける職に就いている職員で構成される組織、<u>内閣総務官室、国家安全保障局、内閣広報室、内閣情報調査室及び内閣人事局並びに内閣総理大臣決定等</u>に基づき内閣官房に置かれるその他の組織で本省庁の部長等の官職の属するもの</p> <p>五～二十一 (略)</p>
---	--

以 上